

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</p> <p>Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 農中【農中】</p> <p>農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>なお、農中に対する早期是正措置の運用に当たっては、</p> <p>① 農・漁協系統金融機関は市町村段階の農協・漁業協同組合・森林組合を基盤に都道府県段階の連合会、全国段階の農中から構成されており、農中の会員に対し果たすべき本来の役割が損なわれないことが必要であること</p> <p>② 農・漁協系統金融機関全体に与える影響を最小限にとどめる必要があること</p> <p>等、農・漁協系統金融機関の全国組織としての役割を十分に踏まえたものとする必要がある。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる農中自己資本比率</p> <p>農中法区分命令第1条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあつては仮決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された自己資本比率）</p> <p>② ①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された自己資本比率</p>	<p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</p> <p>Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 農中【農中】</p> <p>農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>なお、農中に対する早期是正措置の運用に当たっては、</p> <p>① 農・漁協系統金融機関は市町村段階の農協・漁業協同組合・森林組合を基盤に都道府県段階の連合会、全国段階の農中から構成されており、農中の会員に対し果たすべき本来の役割が損なわれないことが必要であること</p> <p>② 農・漁協系統金融機関全体に与える影響を最小限にとどめる必要があること</p> <p>等、農・漁協系統金融機関の全国組織としての役割を十分に踏まえたものとする必要がある。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる農中自己資本比率</p> <p>農中法区分命令第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあつては仮決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された自己資本比率）</p> <p>② ①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された自己資本比率</p>

(2) 農中法区分命令第1条第1項及び第2項の表の区分に基づく命令

①～④ (略)

(3) 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については(2)の②から④を
目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、農中に対す
る預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでな
ければならないことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関
係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、
上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

農中は、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に第1区分
に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等である
ことが必要である。

また、農中が貯保法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け
等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための
所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一
でなければならない。

なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己
資本比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項又は第2項の表
の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的
と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、農中が該当す

(注) 農中の自己資本比率は、普通出資等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び
総自己資本比率の3つの比率並びに資本バッファ比率によって構
成される。早期是正措置の命令発動の前提となる自己資本比率は、
このうち普通出資等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率で
ある。

(2) 農中法区分命令第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分に基
づく命令

①～④ (略)

(3) 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については(2)の②から④を
目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、農中に対す
る預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでな
ければならないことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関
係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、
上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

農中は、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に第1区分
に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等である
ことが必要である。

また、農中が貯保法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け
等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための
所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一
でなければならない。

なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己
資本比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項第1号又は第2
項第1号の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する
ための合理的と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、

る同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、Ⅱ-2-1-3の①の自己資本比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-1-7 その他【共通】

(1) 農協法区分命令第1条から第4条まで並びに農中法区分命令第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。

(2)・(3) (略)

(新設)

農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、Ⅱ-2-1-3の①の自己資本比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-1-7 その他【共通】

(1) 農協法区分命令第1条から第4条まで並びに農中法区分命令第1条第1項第1号及び第2項第1号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。

(2)・(3) (略)

Ⅱ-2-1-8 外部流出制限措置【農中】

Ⅱ-2-1-8-1 意義

金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、農中に対し、資本バッファ比率という客観的な基準を用い、状況に応じた外部流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、農中の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。

Ⅱ-2-1-8-2 監督手法・対応

農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する外部流出制限措置

について、以下のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる資本バッファ率

農中法区分命令第1条第1項第2号及び第2項第2号の表の区分（以下「外部流出制限措置区分」という。）に係る資本バッファ率（単体資本バッファ率又は連結資本バッファ率をいう。以下同じ。）は、次の資本バッファ率によるものとする。

- ① 決算状況表（中間期にあつては仮決算状況表）により報告された資本バッファ率（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された資本バッファ率）
- ② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された資本バッファ率

(2) 外部流出制限措置区分に基づく命令

- ① 資本バッファ率第1区分から資本バッファ率第4区分までに係る措置

農中法区分命令第1条第1項第2号又は第2項第2号の表に掲げる「外部流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、計画全体として資本バッファ率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、外部流出額の制限に係る内容については、外部流出額が各区分に掲げた命令に応じた外部流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に農中の判断を尊重することとする。

- ② 外部流出可能額

農中法区分命令第1条第7項及び同条第12項に規定する「特別な理

由がある場合」とは、例えば、農中が、外部流出制限計画の実行に係る事業年度において普通出資等 Tier 1 比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として外部流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。

③ 調整税引後利益の算出方法

農中法区分命令第 1 条第 6 項及び同条第 11 項に規定する「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法として、実際に当該前連結会計年度において会計上の費用として計上された外部流出額（ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。）に、納税単位における当該前連結会計年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を、前連結会計年度の実際の税額に加えることにより算出することができるものとする。

④ 賞与の意義

農中法区分命令第 1 条第 8 項第 4 号に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。

イ. 純利益を基準として支給されるもの

ロ. あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの

ハ. あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く。

ニ. 法人税法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。）

ホ. 法人税法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する利益連動給与

また、「賞与に準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、上記の

性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等に上乗せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。

⑤ 子会社等の意義

農中法区分命令第1条第12項第4号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に農中の判断を尊重することとするが、グループ（本監督指針Ⅲ-4-10-4-5（1）の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、農中の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。

⑥ 経営上重要な役員・職員の意義

農中法区分命令第1条第12項第4号等に規定する「経営上重要な」役員及び職員については、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ-4-10-4-5（2）イ、b、及びc、に記載の基準も参考にするものとする。

また、「役員」については、農中の判断により、農中の常務に従事しない者を除くことができるものとするが、当該者が、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。

(新設)

Ⅱ-2-1-8-3 計画の提出及び進捗状況の報告等

外部流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、每期提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。

II-2-1-8-4 その他

(1) 農中法区分命令第1条第1項第2号及び第2項第2号並びに第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

(2) 農中の自己資本比率が、早期是正措置区分に基づく命令及び外部流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。

II-2-9 再建計画の策定等

II-2-9-1 意義【農中】

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。

国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意（注）の下、グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs）及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性がある」と母国当局によって判断された金融機関に対して、再建計画を策定することが求められている。

我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、再建計画の策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。

(注) 金融安定理事会 (Financial Stability Board) 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」 (2011年11月)

II-2-9-2 着眼点と監督手法・対応【農中】

金融安定理事会における合意等を踏まえ、農中法自己資本比率告示第2条の2第3項第1号の規定に基づき定められた(注)場合における農中(以下「農中法自己資本比率告示に定められたG-SIBs」という。)に対して法第83条に基づき、年1回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

(1) 再建計画の概要

- ① 農中における再建計画の位置付け
- ② 再建計画の策定体制

(2) 再建計画策定に当たって前提となるべき事項

- ① 事業概要及びグループ構造の概要
- ② 財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢

(3) 再建計画発動に係るトリガー

- ① 危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー(財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含む。)
- ② 通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト(市場全体のストレスシナリオ及び農中固有のストレスシナリオの双方を含む。)
- ③ トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討における内部意思決定プロセス
- ④ 通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動

時のリスク管理運営との関係

(4) グループの子法人等、海外拠点及び各事業部門の概要

① 各子法人等及び海外拠点のプロファイル

イ. 事業概要・財務情報・金融システム上の重要性（市場シェア等を踏まえたビジネスや子法人等のグループにとっての重要性（コア度）及び金融システム上の重要性（クリティカルティ）の分析）

ロ. 海外子法人等や海外拠点の経営戦略上の位置付け

② 主な子法人等、海外拠点及び事業部門相互の連関性

グループ内の資本関係・グループ内の資金取引関係・グループ内の保証関係・ITシステムの相互依存性・クリティカルな機能を有する部門等へサービスを提供する子法人等の特定・人事上の関係

(5) リカバリー・オプションの分析

① ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション（流動性対策、財務の健全性対策）の有効性・適切性・十分性（定量的評価を含む。）

② 各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価

(6) その他

① 経営情報システム

再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報の一覧並びに当該情報の入手に要する期間

(注) グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks: G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、農中法自己資本開示告示第3条第5項第1号の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互連関性」、③

<p>(新設)</p>	<p><u>「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み農中法自己資本比率告示で定める。</u></p> <p><u>Ⅱ－2－10 リスク管理に係るデータの集計能力及び理事会等への報告に関する着眼点【農中】</u></p> <p><u>Ⅱ－2－10－1 意義</u></p> <p><u>大規模で複雑な業務を行う金融機関については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ（以下「リスクデータ」という。）の集計や、理事会等へのリスク管理に係る報告（以下「リスク報告」という。）を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。このような金融機関のリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において金融機関自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、金融機関の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。</u></p> <p><u>国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意（注）の下、G-SIBs については、金融安定理事会により平成 24 年までに G-SIBs に選定された銀行等は平成 28 年 1 月まで、それ以降に G-SIBs に選定された銀行等については金融安定理事会による選定後 3 年以内、国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks: D-SIBs）についてはその選定から 3 年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、金融機関のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整</u></p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。

(注) バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(2013年1月)

II-2-10-2 着眼点と監督手法・対応【農中】

バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、金融安定理事会によりG-SIBsに選定された場合又は農中法自己資本比率告示第2条の2第3項第2号の規定に基づき定められた(注)(以下、当該認定が行われた場合の農中を「農中法自己資本比率告示に定められたD-SIBs」という。)場合については、それぞれその選定の公表から3年後までに、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、理事会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。

(1) 包括的なガバナンス態勢とITインフラ

- ① リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関して、監督指針における他の着眼点や、バーゼル銀行監督委員会が定める原則・指針等と整合的かつ強固なガバナンスの枠組みが導入されているか。
- ② リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関連するデータ構造やITインフラについて、平時のみならず、ストレス時・危機時の対応も踏まえた上で、設計・構築し、維持しているか。

(2) リスクデータ集計能力

- ① 平時及びストレス時・危機時の報告において必要とされる正確性及び完全性を満たすリスクデータを作成しているか。また、誤りの可能性を最小化するために、大部分のデータが自動集計されているか。
- ② 全ての主要なリスクデータについて、グループ連結ベースで捕捉・集計しているか。また、エクスポージャー及びリスクの集中や発生を特定し、報告が可能となるよう、ビジネス部門、グループ会社、保有資産種

類、エクスポージャーの業種・地域及びその他の重要な区分毎に集計できる態勢となっているか。

③ 最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、農中全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。

④ ストレス時・危機時の対応や内部管理上の必要性の変化、監督当局からの要請を含め、随時の非定形な幅広い要請に対応したリスクデータを集計できる態勢が整備されているか。

(3) リスク報告

① リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、農中は報告内容について必要な検証を実施しているか。

② リスク報告書は、農中における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、理事会等のリスク報告書受領者からの要請と整合的なものとなっているか。

③ リスク報告書は、リスク報告書受領者の必要性に応じた有意義な情報を、明確かつ簡潔な方法で包括的に伝えるものとなっているか。

④ 理事会等は、理事会等の必要性や報告対象リスクの性質・ボラティリティに加え、実効的かつ効率的な意思決定や健全なリスク管理の観点からの重要性に基づいて、リスク報告書の作成及び配布頻度を決定しているか。また、ストレス時・危機時の作成及び配布頻度は、平時よりも高頻度となっているか。

⑤ リスク報告書は、理事会等のリスク報告書受領者に対して、機密性を確保しつつ適切に配布されているか。

(注) 国内のシステム上重要な銀行 (Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs) の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者 (最終指定親会社を含む。) のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、農中が選定された場合には農中法自己資本比率告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
規模	バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額	25%
相互関連性	金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等向け預金及び貸出金の額 (コミットメントの未引出額を含む。) ・金融機関等が発行した有価証券 (担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式) の保有額 ・金融機関等とのレポ形式の取引のネット・エクスポージャーの額 (法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。) 	5%

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。）</u> 	
		<u>金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合計額</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）</u> ・ <u>金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。）</u> ・ <u>金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。）</u> 	5%
		<u>発行済有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の残高</u>	5%
		<u>時価のある其他有価証券のうち株式の額</u>	5%
		<u>一般預貯金等のうち、残高が1,000万円を超える場合のその超過する部分の額</u>	5%

代替可能性 ／金融イン フラ	直近に終了した連結会計年度における日本銀行 金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済 ネットワークその他これらに類する決済システ ムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決 済分に限る。）	8.33%
	信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居 住者からの預り分に限る。）	8.33%
	直近に終了した連結会計年度における債券及び 株式に係る引受けの年間の合計額（国内の債券 市場及び株式市場における引受けに限る。）	8.33%
複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等と の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想 定元本の額の残高	8.33%
	対外与信の残高	8.33%
	対外債務の残高	8.33%

Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性（資本の質）

Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点

Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】

(1)～(4) (略)

(新設)

Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性

Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点

Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】

(1)～(4) (略)

(5) 農中は、バーゼル合意を踏まえて、農中法自己資本比率告示に定める水
準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係
る普通出資等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求め
られる。また、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs 又は農中法自
己資本比率告示に定められた D-SIBs については、G-SIBs バッファ又は
D-SIBs バッファとして、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普
通出資等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められ
る。

資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。

カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係るエクスポージャーの額を保有するエクスポージャーの額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。

G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、農中を含む銀行等の国際的な金融システムにおける重要性、我が国の金融システムにおける重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で農中が選定された場合には、農中法自己資本比率告示に定める。

Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性

Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項

Ⅲ－４－１０－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示

Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号二、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】

(1)・(2) (略)

(3) 定量的な開示事項

①～⑥ (略)

⑦ 農中法自己資本開示告示第 3 条第 5 項第 1 号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが 2 千億ユーロを超える場合については、農中法自己資本開示告示第 3 条第 5 項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の選定指標に係るイン

Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性

Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項

Ⅲ－４－１０－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示

Ⅲ－４－１０－４－４－２ 農中（農中法施行規則第 112 条第 5 号二、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】

(1)・(2) (略)

(3) 定量的な開示事項

①～⑥ (略)

⑦ 農中法自己資本開示告示第 3 条第 5 項第 1 号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが 2 千億ユーロを超える場合については、農中法自己資本開示告示第 3 条第 5 項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表する G-SIBs の選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示して

ストラクションに従い、適切に開示しているか。 (4) (略)	いるか。 (4) (略)
-----------------------------------	-----------------